

平成31年第1回海部地区環境事務組合議会定例会会議録

平成31年2月19日海部地区環境事務組合議会定例会は、海部地区環境事務組合新開センター2階大会議室に招集された。

1 応招議員は、次のとおりである。

1番	太田幸江	2番	森口達也
3番	真野和久	4番	山岡幹雄
5番	平野広行	6番	早川公二
7番	亀卦川参生	8番	山内隆久
9番	服部勇夫	10番	高阪康彦
11番	服部康夫		

2 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3 出席議員は、次のとおりである。

1番	太田幸江	2番	森口達也
3番	真野和久	4番	山岡幹雄
5番	平野広行	6番	早川公二
7番	亀卦川参生	8番	山内隆久
9番	服部勇夫	10番	高阪康彦
11番	服部康夫		

4 欠席議員は、次のとおりである。

なし

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは、次のとおりである。

管理者	津島市長	日比一昭
副管理者	愛西市長	日永貴章
副管理者	弥富市長	安藤正明
副管理者	あま市長	村上浩司
副管理者	大治町長	村上昌生
副管理者	蟹江町長	横江淳一
副管理者代理	飛島村副村長	早川忠孝

事務局長	西 井 啓 司
次長	山 田 善 根
総務課長兼出納室長	渡 辺 和 宏
八穂クリーンセンター所長	八 神 正 宏
環境対策室長	戸 田 克 彦
新開センター所長兼上野センター所長	村 上 雄 二
八穂クリーンセンター所長代理	大 森 雅 勝

6 職務のため会議に出席したものは、次のとおりである。

総務課主査 藤 田 充 裕

7 会議事件は、次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第1号 海部地区環境事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第2号 海部地区環境事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第3号 平成30年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第4号 平成31年度海部地区環境事務組合一般会計予算について
- 日程第7 一般質問
- 日程第8 諸般の報告について

8 審議内容

（午後 2時22分 開会）

○議 長

それでは、皆さんおそろいですので、ちょっと時間前ではございますけれども、始めたいと思います。いかがですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、始めさせていただきます。

本日は、御多忙中のところ御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の出席議員は11名でございますので、定足数に達しております。

ただいまより、平成31年第1回海部地区環境事務組合議会の定例会を開会い

たします。

この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（津島市長）

皆さん、こんにちは。

本日は、平成31年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては大変お忙しい中、そして足元の悪い中、おいでをいただきました。ありがとうございます。

本日予定しております案件につきましては、条例の改正が2件、そして平成30年度海部地区環境事務組合の一般会計補正予算（第2号）について及び平成31年度海部地区環境事務組合の一般会計予算についてであります。

十分な御審議を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

事前に配付しました資料と本日配付の資料を確認させていただきます。

○総務課長兼出納室長

それでは、配付させていただきました資料につきまして確認をさせていただきます。

事前配付としまして、議案第1号「海部地区環境事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、議案第2号「海部地区環境事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について」、議案第3号「平成30年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第2号）について」、議案第4号「平成31年度海部地区環境事務組合一般会計予算について」及び予算編成に係るごみ処理量等の推移について及びし尿処理量等の推移についてと経過報告です。

本日議席に配付したのは、議事日程、質問通告書及び地球温暖化ニュースです。

お手元にお持ちでない方は、お手を挙げていただきましたら職員がお配りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長

資料の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで全員がお持ちであることが確認をされました。

直ちに議事日程の順序に従い、会議を始めてまいります。

なお、組合議会会議規則により、質疑は同一議員について、同一議題について簡潔・明瞭に3回までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、質疑に当たっては自己の意見を述べないよう、よろしくお願いいたします。

いたします。

日程第1、「会議録署名議員の指名について」、このものを行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定において、議長において、5番 平野広行さん、6番 早川公二さんに指名をいたします。

次に、日程第2、「会期の決定について」、このものを議題とさせていただきます。

お諮りをいたします。

今期定例会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

続きまして、日程第3、議案第1号「海部地区環境事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、このものを議題といたします。

事務局より提案理由の説明を求めます。

○総務課長兼出納室長

議案第1号「海部地区環境事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、提案理由を申し上げます。

提出させていただきました議案は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整理をするものです。内容については、議案末尾の要綱にて説明させていただきます。

改正内容としましては、超過勤務命令の上限設定等の措置をするため、規則への委任を定めるものです。

施行期日につきましては、平成31年4月1日から施行するものです。

以上で提案説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

○7番（亀卦川参生君）

改定内容として、上限設定等の措置をするために規則への委任を定めるとなっておりますけれども、この規則では上限をどのようにしようと考えているのでしょうか。

○総務課長兼出納室長

上限は、月で45時間、年で360時間の上限となります。

○議長

他に質疑はございませんか。

○3番（真野和久君）

今、亀卦川議員の質問で上限45時間、360時間というのがありましたが、そうした上限設定、これ以外のことについて、新たに規則として入れるものはない、そういうのは何かございますか。

○総務課長兼出納室長

それ以外につきましては、この上限が、例えば大規模な災害等の場合はこの上限が適用されないというような細かなことも規則へ委任されます。

○議長

他にございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようでございますので、質疑を終結させていただきます。

これより討論に入ります。

まず最初に、原案に反対の方の発言を求めます。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論もないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

議案第1号「海部地区環境事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第4、議案第2号「海部地区環境事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について」、このものを議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○総務課長兼出納室長

議案第2号「海部地区環境事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について」、提案理由を申し上げます。

提出させていただきました議案は、平成30年人事院勧告の趣旨を踏まえ、新給料表への切りかえ、期末手当及び勤勉手当の支給割合等を改定するため、所要の規定の整理をするものです。内容については、議案末尾の要綱にて御説明をさせていただきます。

改正内容としましては、第1条関係は、(1)一般職の職員の勤勉手当の支給月数を年間0.05月分引き上げ1.85月に、再任用職員の勤勉手当の支給月数を年間0.05月分引き上げ0.9月にするなどそれぞれ改めるもの、(2)給料表の給料月額について、給料表の水準を平均0.2%引き上げるものです。

第2条関係は、平成31年度以降の職員の期末手当、勤勉手当の6月期及び12月期の配分の見直しをするものです。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、第1条の改正規定は平成30年4月1日から遡及適用とし、第2条の改正規定は平成31年4月1日から施行するものです。なお、改正前の規定に基づいて支給した給与は、改正後の規定による給与の内払とみなすもの及びこの条例の施行に関し、必要な事項について規則への委任を定めるものであります。

以上で提案説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

最初に、原案に反対の方の発言を求めます。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、討論もないようでありますから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第2号「海部地区環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第5、議案第3号「平成30年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第2号）について」、このものを議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○総務課長兼出納室長

議案第3号「平成30年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第2号）」につきまして、御説明をさせていただきます。

第1条といたしまして、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,218万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億552万8,000円とするものでございます。

8、9ページをお願いいたします。

詳細につきましては、歳出から御説明をさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額2億7,357万円の増

額であります。2節給料から4節共済費までは人事異動による減、25節積立金2億8,399万1,000円の増額は、財政調整基金に積み立てるものです。

3款処理場費、1項ごみ処理費、1目運営費、補正額5,420万3,000円の減額であります。3節職員手当等及び4節共済費は人事異動による減、11節需用費2,000万円の減額は修繕項目の減によるもの、13節委託料2,883万2,000円の減額は、契約差額によるものです。

3款処理場費、2項し尿処理費、1目運営費、補正額1,386万8,000円の減額であります。11節需用費300万円の減額は電気使用量の減によるもの、13節委託料624万1,000円の減額のうち、施設維持清掃委託料は契約差額によるもの、汚泥等処分委託料は脱水汚泥量の減によるものです。15節工事請負費462万7,000円の減額は、契約差額によるものです。

3款処理場費、3項最終処分場費、1目運営費、補正額3,221万8,000円の減額であります。13節委託料2,800万円の減額は焼却残渣搬出量の減によるもの、19節負担金補助及び交付金421万8,000円の減額は、契約金額の減によるものです。

10、11ページをお願いいたします。

3款処理場費、5項環境対策室費、1目運営費、補正額1,110万円の減額であります。13節委託料1,110万円減額は、ピットごみ分析回数の減及び契約差額によるものです。

6、7ページに戻っていただきたいと思います。

歳入について説明をさせていただきます。

2款使用料及び手数料、2項手数料、1目ごみ処理手数料3,000万円の増額は、事業系ごみ搬入量の増によるもの。

4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金20万9,000円の増額は、財政調整基金の利息の増によるもの。

6款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金3,820万7,000円の減額は、歳入が増額したこと等により基金を取り崩す必要がなくなったことによるものです。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1億1,667万9,000円の増額は、前年度からの繰り越しによるものです。

8款諸収入、1項雑入、3目資源物売却収入750万円の増額は、破砕プレス鉄売却料の増によるものです。

4目電力売却収入4,600万円の増額は、電力売却単価の増によるものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議 長

ただいま説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

○7番（亀卦川参生君）

2つあるんですが、別々にやっていってよろしいでしょうか。

○議 長

2つある。はい。

○7番（亀卦川参生君）

まず6ページ、7ページの歳入のほうですが、ここの2款の使用料及び手数料で3,000万円の増額は事業系ごみの増、こういう説明がありましたけれども、この補正額の3,000万円の収入というのは、それぞれの事業者からこちらに直接入ってくる、こういう理解でよろしいのでしょうか。

○八穂クリーンセンター所長

ごみ処理手数料につきましては直接徴収するものと、許可業者から徴収するものがございます。許可業者というのは、排出事業者からまとめて収集してくるものを、こちらで徴収させていただくものでございます。

○7番（亀卦川参生君）

わかりました。

じゃあ、次。

○議 長

亀卦川さん、どうぞ。

○7番（亀卦川参生君）

8ページ、9ページです。

ここで歳出の2款総務費の中の25節の積立金、財政調整基金積立金として2億8,300万円ほどあるわけですが、これで調整基金の合計は幾らになるのでしょうか。

○総務課長兼出納室長

約16億3,000万円になります。

○7番（亀卦川参生君）

結構です。

○議 長

他にございませんか。

○5番（平野広行君）

7ページの先ほどの説明で電力売却収入4,600万、単価のアップによるものと言われたんですが、幾らから幾らになっているのでしょうか。

○八穂クリーンセンター所長

平均単価でございますが、予算積算時は8.4円で計算をしておりましたけれ

ども、現状、30年度は12.5円の平均単価となっております。

○5番（平野広行君）

わかりました。

○議長

他にございませんか。

○3番（真野和久君）

まず歳入のほうから質問したいと思います。

先ほどの質問にもありましたが、事業系ごみの搬入がふえたということですが、この事業系ごみのふえた理由、組合としてはどういうふうを考えているのかということと、それから雑入の中の資源物の売却収入は手数料の売却増ということですが、これは補正額と比べてもかなり大きな補正となっておりますけれども、その要因というものは何なのかについて説明をお願いします。

○八穂クリーンセンター所長

事業系ごみの増でございますけれども、排出事業者数がふえたことによるものでございます。

また、資源物の売却についてでございますが、破碎鉄プレスの発生量が増でございます。予算当初は300トンの搬出を見込んでおりましたけれども、30年度の合計として670トンほどの搬出を見込んでございます。

○3番（真野和久君）

いわゆるプレス、破碎鉄についてですけれども、300トンから670トンということは、かなり見込みから、当初の見込みよりも比べて特別に何かぐんと入ったとか、その辺のことというのはどういうふうになっているのでしょうか。

○八穂クリーンセンター所長

不燃ごみ、不燃性粗大ごみの搬入も実際ふえてございますし、ごみの中の鉄の割合もふえていると思います。以上です。

○3番（真野和久君）

歳出のほうでお願いをしたいというふうに思います。

先ほどの中で、3款のし尿処理料の中で脱水汚泥減という話がありましたが、これは光熱水費のところ、11の事業費のところですね、電気使用量の減ということですが、これはいわゆる汚泥そのものが減ってきたということで考えてよろしいのかということについてお尋ねをしたいというふうに思いますし、ただ3款の処理場費についても、搬出量が減りましたという話でありましたが、これそのものはごみの減量によるものが要因でしょうか。

○新開センター所長兼上野センター所長

先ほどの脱水汚泥の減の理由でございますが、主な要因は、機能検査の結果から搬入汚泥の性状が薄くなっているもので、搬入物が減ったからというもの

ではございません。搬入される汚泥性状が薄くなっている、希薄化しておると
いうことでございます。

○八穂クリーンセンター所長

焼却残渣運搬処理委託料が減った原因としましては、焼却灰を水に浸して焼却灰を冷やしておるんですけども、その押し出し装置の水分量の調整、灰搬出時の水切りによる搬出量の減でございます。

○新開センター所長兼上野センター所長

もう一点、し尿のほうに御質問がございました電気使用量の減についてでございますが、設備の仕切り弁などを作動させる計装空気圧縮機、能力37キロワットのものを使用しておりましたが、施設の運転状況等を勘案いたしまして2.2キロワットのコンプレッサー2台に変更したため、電気の使用量が減となったということでございます。

○議 長

他に質疑はございませんか。

○1 番（太田幸江君）

11ページですが、公害防止分析委託料が減ったのは先ほど説明がありましたが、詳しく教えてください。

○環境対策室長

今回の補正をするのは委託料でございまして、ピットごみの分析の測定回数が年12回から年4回と減ることにより、委託料が減っております。そのほかの減の要因は、落札率が62%、63%、77%といったように、落札率が低かったための契約差額でございます。

○1 番（太田幸江君）

ピットごみを12回から4回に減らすというのはどういう理由で、減らしても変わらない。

○環境対策室長

これは、八穂クリーンセンターの設備改良工事で補助を受けるので、廃棄物処理施設における固定価格買い取り制度、こちらを取り消したためでございます。

○議 長

他にございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これで質疑を終わりたいと思います。終結をいたします。

これより討論に入ります。

まず最初に、原案に反対の方の発言を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論もないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第3号「平成30年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第2号）について」、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。したがって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程第6、議案第4号「平成31年度海部地区環境事務組合一般会計予算について」、このものを議題といたします。

事務局のほうから提案理由の説明を求めます。

○総務課長兼出納室長

議案第4号「平成31年度海部地区環境事務組合一般会計予算」につきまして御説明をさせていただきます。

平成31年度予算につきましては、歳入歳出予算の総額を35億2,374万7,000円、前年度と比較しますと3億2,002万6,000円の減で、率にしまして8.3%減となっております。

詳細につきましては、2月15日の議案説明会で説明させていただきましたので省略させていただきたいと思っております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長

説明が終わりました。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○3番（真野和久君）

1つお尋ねをしたいのは、資料のほうの予算編成にかかわるごみ処理量等の推移と、それからし尿処理の推移についてということで3年度分の資料がありますけれども、これは予算原案だったりの抜き出しだと思いますけど、こういう形で、前年度の状況に基づいて見ていくと、やはりごみの焼却量とか、それからし尿の処理量とかというのは減っているようですけれども、実績に基づいて予測量を減らしているということによろしいでしょうか。

○八穂クリーンセンター所長

ごみ処理量につきましては、30年度に関して申しますと若干増量、焼却量はふえておると思っています。実績に基づいて算出をしております。発生量につきましては、市町村からの聞き取りの調査でございます。

○事務局長

発生量につきましては、一部市町村から空ビンですとか蛍光管、乾電池、小型廃家電につきましては市町村からの聞き取りした数量で計上させていただいておりますけれども、それ以外につきましては、全て実績を加味した数字になっております。し尿の処理量、それから浄化槽汚泥の量につきましても、これは実績に基づいた量で計上させていただいております。

○3番（真野和久君）

27ページの給与明細にかかわっているところでしかちょっとわかりやすいところがなかったんですけれども、一般職員数が前年度に比べて4名減という形になっていきますけれども、そのあたりの理由についてお尋ねをしたいと思います。

○総務課長兼出納室長

一般職の48から44に減というのは、定年退職によるものが主な理由でございます。

○3番（真野和久君）

定年退職で4名減ということですが、仕事量との関係で、例えば職員を新たに採用しながら定数を維持していくのか、あるいはそのまま減で、そのままの人数でやっていくのか、今後さらに減らしていくのか等についての考え方についてはどういうふうになるんですか。

○総務課長兼出納室長

職員数についてですが、今職員の新規採用も積極的に行っているところでございます。ただ、うちの組合として、特に必要としているのは機械や電気といった技術職になりまして、なかなかこの辺の職員が、現状では採用できていない状態になります。できれば維持、今後そのため、職員数が減っていったときは運転委託なども検討していかないといけないかなあと考えております。

○議長

他に質疑はございませんか。

○5番（平野広行君）

先ほどと同じことを聞きますが、電力売却収入ですね、1億1,600万というふうに記載されておりますが、今年度は売却単価がアップしてということで1億4,680万という補正になっております。そうしますと、3,000万ほど安い予算計上になっておりますが、この資料、予算編成にかかわるごみ処理量の推移なんかで見ますと、30年度に比べて発電量、送電量ともにふえているわけですよ。そういった中で、こういった下がった数字が出てくるというのは売電単価を昨年度同様8.4円、そのあたりに見積もってということでしょうか。

○八穂クリーンセンター所長

発電量につきましては、30年度は全休炉が2回でございますが、31年度は1

回でございますので発電量がふえてございます。単価につきましては……。

○議長

暫時休憩といたします。

(午後 2時54分 休憩)

(午後 2時57分 再開)

○議長

休憩前に引き続き、会議を始めます。

まず、発言の訂正を皆さんにおわびしがてら、したいと思います。

まず第1号議案のところ、私、賛成多数ということを上申したようですので、これは全員賛成でしたので、全員賛成で議決をされたということで発言訂正をいただきます。

また、この議案の中で環境衛生組合と言っていたようですので、大変失礼をいたしました。環境事務組合でございます。改めておわびを申しがてら訂正をさせていただきます。以上でございます。ありがとうございます。

それでは、5番 平野さんに対する質疑の答えを。

○八穂クリーンセンター所長

大変失礼いたしました。

平成30年度は工事の開始、第2期基幹的設備改良工事の工事開始が7月以降でございましたので、4月から6月までは電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度で、電力会社に当初予算見込みより高い単価で売却できたことによるものでございます。この4月から6月までの平均単価が17円、1キロワットアワー当たりでございました。

31年度の予算は、この7月以降の単価で算出をしておりますして、平均単価9.8円で算出をしております。

○議長

他に質疑はございませんか。

○1番(太田幸江君)

15ページをお願いします。

15ページ、工事請負費ですが、第2期基幹的設備改良工事のほかに幾つかの工事があって、その工事の合計が2億円以上になっているわけですが、この第2期基幹的改良工事とは別にこの大きな工事をやるという、第2期基幹設備改良工事とこのほかの工事の違いはどのようなになっているのでしょうか。

○八穂クリーンセンター所長

第2期基幹的設備改良工事を計画しているときに発覚をしていなかった不具合による工事でございます。

○1番（太田幸江君）

例えば先ほど出た説明の中に、リサイクルごみピット火災検知装置更新工事のようですが、交換部品がないということで急遽やることになったと言っていますが、第2期基幹的改良工事の中には老朽化や交換部品、設備がなくなったときにやるものであるという内容が書かれていたと思うんですが、これは、その交換部品がないというのはどこで発覚したのでしょうか。

○八穂クリーンセンター所長

実際、焼却ごみのピットの工事は平成23年度に終了をしております。リサイクルごみピットの火災検知装置は本年度不具合が発覚をいたしまして、そのごみのピットで使っていたものを、予備品として取ってございましたものを使用して取りかえをしておりますので、もう来年度、取りかえ部品がないということで工事をさせていただくものでございます。

○1番（太田幸江君）

例えば焼却バグフィルタ更新工事ですけれども、長寿化計画の中で見ますと、バグフィルタ集じん装置は健全度2になっておるんですが、ほとんどの健全度2のものは第2期基幹的改良工事に含まれたわけですが、これだけは入らなかったというのはどういう理由だったのでしょうか。

○八穂クリーンセンター所長

バグフィルタにつきましては省エネに関係しないものでございますので、第2期基幹的設備改良工事には含めてございません。

○議 長

これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

最初に、原案に反対の方の発言を求めます。

○7番（亀卦川参生君）

反対討論をいたします。

第2期基幹的設備改良工事での対象機器、設備等が本当に必要なものだけになっているのかということと、その工事費の算出根拠が明確になっておりませんので反対をいたします。

○議 長

次に、原案に賛成の方の発言を求めます。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようでございますので、これで討論も尽きたようでございますので採決をいたします。

議案第4号「平成31年度海部地区環境事務組合一般会計予算について」、原

案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
続きまして、日程第7、「一般質問」を行います。

まず、質問の方法は一括質問でございます。質疑は3回までとし、質疑時間は1人15分までといたします。

お手元に配付のとおりに、順次進めさせていただきます。

まず、1番 太田幸江さんから出ています一般質問を許します。

○1番（太田幸江君）

それでは、私の通告いたしました質問をいたします。

件名、「八穂クリーンセンター焼却施設長寿命化総合計画」LCCに関する件。

要旨1としては、このLCCの算出根拠となる積算根拠を示してくださいということと、第2番目、要旨として、八穂クリーンセンターの建築物、建屋の寿命は何年ですかということです。

要旨3、今回記載されているLCC、このことの適正かどうかということ質問させていただきます。

○議長

それでは、答弁のほうを八穂クリーンセンター所長、どうぞ。

○八穂クリーンセンター所長

まず1点目でございますが、平成30年6月26日付け30海地環八第83号で送付させていただきました海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター焼却施設長寿命化総合計画書に記載のとおりでございます。

2点目、建築物の寿命でございますが、コンクリート系の建物でございますので、耐用年数は50年です。

3点目、LCCの比較表は妥当かということでございますが、環境省の廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引に基づき算出したものでございますので、妥当と判断をしております。

○1番（太田幸江君）

それでは、今比較表として、長寿命化計画の43ページに廃棄物処理LCCの比較が記載されていますが、まずLCCというのはどういうものかということと、この表の数字の意味する内容を教えてください。

そのときに、施設を延命する場合と施設を更新する場合ということですが、施設を延命する場合の施設というのはどれを指しているのか。また、施設を更新する場合というのは何を指しているのか。延命と更新のその違いを指しているものを回答下さい、お願いします。

○八穂クリーンセンター所長

ＬＣＣはちょっとお待ちください。

延命化の場合と更新の場合でございますけれども、延命化につきましては施設を基幹改良工事して長く使うというものでございます。更新というのが、同規模の焼却施設を建てかえるということでございます。

ＬＣＣとはライフ・サイクル・コストと申しまして、施設を建設から使い終わるまでのコストの比較でございます。

○1番（太田幸江君）

なかなか難しい言葉だったので、理解が難しいですが、施設を延命する場合は、これは機械一つ一つのことだと思っんですね。施設を更新するというのは建屋全体、建てかえるということですよ。この場合はＬＣＣを比較して、今回、第2期基幹的改良工事が進められているんですけども、まだ今、建屋は15年ですね、15年なのに50年もつその施設全体を建てかえた場合と、この一つ一つの機械をまとめて第2期基幹工事でかえる場合、比較するというのはちょっと無理があるのではないかと私は考えます。

比較するなら、一つ一つの機械が、この機械が修繕してどれぐらいもつのか、新しくすればどれだけもつのかで比較すれば、同じものの延命化で更新でわかると思っんですが、ここの機械をかえるために建屋全体をつくり直した場合と比較するというのは、何ともその出発点がおかしいのではないかと、国の基準に合わせているとおっしゃられたんですが、例えば家だったら、冷蔵庫が壊れて冷蔵庫を延命化するか買いかえるか、そのときに、家を全部建てかえるというようなものと比較することはないと思っんですね。だから本来、やっぱり一つ一つの機器が修繕しながら使っていくのがいいのか、新しく買いかえたほうがいいのかというのは検証をすることが必要だと考えますが、このようなＬＣＣの出し方で機器を延命していくのというのはどうかということを、もう一回、再度お聞かせください。

○八穂クリーンセンター所長

もともと、こういった基幹的設備改良工事が始まる前は、焼却施設を建てかえをして、更新、更新ということをしておりましたので、こういった比較になっているかと思っます。

○事務局長

先ほどの太田議員さんの質問の内容でございますけれども、家の中の冷蔵庫と焼却施設全体のものを比較されるのは、ちょっといかななものかと思っます。ああいった建物の中の機械更新、今回は基幹的設備改良工事ということで中の機械を、傷んだ機械をそれぞれ更新していくということで半年以内の工事で済んでおりますけれども、全部を更新するということになれば、2年、3年期間

を要する工事になりまして、中、増築の余地のないところに新たに施設をつくるということは無理なものですから、建物から全部作り直さないことには全体的なごみ処理に影響をしていくということで、更新と改良工事による延命との比較になっているというふうに私どもとしては判断しております。

○1番（太田幸江君）

最後、質問じゃなくて要望いいですか。

○議長

3回までといたしましたので、よろしく願いをいたします。

続きまして、3番 真野さんの一般質問を許します。

○3番（真野和久君）

それでは、私のほうから1点、海部地区環境事務組合のし尿処理に関する課題について質問をさせていただきます。

1つ、し尿処理に関してですけれども、現在、海部地域では、いわゆる日光川の下流下水道整備が進んでいます。当然これは、今までのし尿処理をされていたことを下水道へとつくりかえていくというのが趣旨として、当然これは環境問題としてあるわけですが、当然それは、このし尿処理という問題からいうと、し尿処理のこうした事務組合でのやっていることを下水道のほうへ振りかえていくということが基本的な考え方になると思います。当然、その中では市町村にとっても、これまでかけていたし尿処理費が下水道への負担の方向へと変わっていくということであれば、現在の下水道処理というのは非常に有意義だとは思いますが、これは財政的な問題ですが。

ところが、やはりほかの、例えば稲沢とかのことをお聞きしても、実際に下水道整備がどんどんと図られていく中でも、残念ながらし尿処理のほうのし尿処理量が余り減らないという課題があります。そういうことに関して、市町村にとっては下水道の負担がふえる一方で、本来負担の減少が見込まれるし尿処理が余り減少しなくて、その分、結果的に負担増になってしまうような状況になるのが一番課題があると思いますので、し尿の処理量が余り減らない要因について、またあるいは搬入量や処理費用の今後の見通しについて、事務組合として考えてあるものについて、まず1点目としてお尋ねをしたいというふうに思っています。

それから、し尿処理に関しては、基本的に本来であれば各家庭からのし尿処理量がどんどん本来減っていくはずなんですけれども、それがなかなか減らないということと同時に、事業系についても当然減る話になるわけですが、今現状で、各市町村からの事業者からのし尿の搬入量というのは現状どうなっているのか、これをまずお尋ねしたいのと、もう一つは、その今後の見通しについてです。特に事業系については、産業廃棄物とか一般廃棄物がどういう形で

チェックされて入ってきているのか、今行っているのかについてお尋ねをしたい。また、事業系のし尿の搬入に関する組合としての要綱などがあるのかについてお尋ねをします。

それから、3点目として、現在の上野センターが使用している工業用水に関してですけれども、処理について水を使いながら、希釈等もしながら日光川のほうへ流しているということもありますが、工業用水の使用料の現在の契約水量、それから使用水量の状況についてはどうなのか、きょうも出ていますけれども、契約水量とのかかわりですね、特に県の工業用水となってくると、契約水量が下がれば、その分費用負担も下がっていくということにもなりますので、毎月の使用料が減っていくならば、当然契約の見直しということもしながら利用負担を減らしていくこともできると思いますので、その点についての検討がどうなっているのかについてお尋ねをしたいと思います。

○新開センター所長兼上野センター所長

ただいまの真野議員の質問にお答えしたいと思います。

まず1点目ですが、し尿の搬入量が余り減らない要因は何か。また、搬入量と処理費の今後の見通しについてでございますが、組合は受け入れ処理が業務であるため、搬入量の減らない要因については把握できません。ただし、今後の搬入量と処理費用の見通しでございますが、搬入量は実績から緩やかな減少傾向でございます。

また、処理費についてでございますが、薬品費等は搬入量と関連がございますので減少すると思われれます。しかしながら、施設の老朽化対策など機能を維持するために係る経費は搬入量にかかわらず必要になるため、処理費が大きく変わることはないと思われれます。

続きまして、事業系のし尿の処理、搬入に関する要綱、要領はあるかといったような御質問でございますが、し尿はごみと異なり、全て一般廃棄物であり、また構成市町村において家庭系と事業系の区別はされておられません。

最後、工業用水の契約の見直しは検討できないかといった御質問だと思っておりますが、今までに契約水量の見直しは、尾張水道の配水課に申し出ております。結果といたしましては、契約後の承認基本受水量の減量は原則認められておりませんというような回答でございましたので、質問は以上といたします。

○3番（真野和久君）

それぞれ再質問をしていきたいというふうに思います。

要因を把握できないという話ですけれども、それぞれの市町村から提案、提出されている搬入量に基づいてやっている、合計してやっているからということでもよろしいですかということ、まず1つ確認をしたいということがあります。ただ、その一方では緩やかな減少傾向と言っているのです、その辺の発言の

矛盾もあるので、その点も含めて回答をお願いしたいというふうに思います。

ただ、今後の改修に関しては、改修費は余り変わらないという話ですけれども、それぞれの施設の今後の更新についても大きくかかわってくると思うんですが、このままの施設を維持できるのかということもあると思いますので、その点についての考え方も含めて変わらないと言っているのか、その点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、2番目の話ですけれども、全て一般廃棄物として取り扱っていて、市町村の方も要綱としてそうなっているからという話でありましたが、当然、そうしたことについてのチェックとか要綱については、市町村ときちっと検討することが本来のあり方であるというふうに考えてよろしいでしょうか。その点について確認をしたいというふうに思います。

それから、契約水量についてですけど、原則認められないというふうに言っているのは多分県のほうだと思いますが、ただ一方では、例えば愛西市などでは上水道の使用の契約水量について、実際減らしてきているということもありますので、当然ある実態に見合った形で減らしていただくというのが当然あり得ると思いますが、その点について、何か変更できないような規則とか何か向こう側が持っているのか、何で認められないのかの理由について、それから何を言っているのかについてお尋ねをしたいと思います。

○新開センター所長兼上野センター所長

先ほどの御質問なんですが、搬入量の減らない要因について把握していないのはおかしいというようなことがございましたが、私ども、受け入れて処理をする業務でございますので、何といたしますか、搬入量が減らない要因というものについては推測の域ではお話しできませんので、把握できないという形で御回答させていただきました。

処理費の関係でございますが、搬入量が減少すれば薬剤費等につきましても、それに比例して使用いたしますので処理費の中の薬剤費等は減少するというところで考えております。ただし、先ほどもお答えしましたように、施設の機能を維持するための機械等の修繕、整備などについては必要な固定費でございますので、必要なものは計上させていただいておるということでございます。

それと事業系のし尿の関係で、要綱、要領はあるかという内容でございますけど、市町村においても、このし尿の関係はごみと異なって、全て一般廃棄物の取り扱いでございます。ですので家庭系と、市町村においても事業系の区分けはされておられません。

最後に、工業用水の関係なんですが、県のほうの水道事業の関係で、契約時に責任水量制というのがございます。責任水量制を採用しているがために原則できないということでございます。また、その責任水量制についての内容で

ざいますが、生産受注大規模施設先行型の事業であるとか、減量を認めると、その水量相当の減収分は他のユーザー負担増になるといったようなことになり回収することになるため、他のユーザーの了解が得がたいということを水道企業庁のほうからお話をされました。以上でございます。

○3番（真野和久君）

1番の話、改修費の問題は別に当然そうだと思うんですけども、ただ緩やかな減少という話をしていますよね。当然、今後は減っていくということは実態の問題として、さっきの話の予算の関係でも、今後減っていくのは予想されると思うんですね、何割か。そうなった場合に、今ある処理場がありますよね、新開とそれから上野と、その更新も今後かかわってくると思うんですけど、そのあたり、その点については今どういうふうに検討されていますかというのが1点です。

それから、先ほど言ったように、市町村も一般廃棄物としてしか区別していませんよという話でありましたが、その点、例えばそういったものをもし区別するとなれば、やはり市町村が個々にチェックをする、制定をしていくということになるのかについて確認をしたいと思います。

それから、あと責任水量制のため認められないという話ですけども、これは例えば、企業なんかで生産を縮小して水を減らしていくとかということがあっても、本当になかなか認められないんでしょうか。こういった実績というのは、ほかの企業等ではあるのかないのか等も含めた確認とかはされていますか。

○新開センター所長兼上野センター所長

1点目の御質問なんですけど、私ども、搬入量が減った状態で、減ったとしたらというか、減った状態があるとすればということも、方向性としては議論はされております。ただし、今現在具体的なもの……。

3番目の工業用水についてをお答えいたします。

他の自治体というか、他のユーザーさんでそういったことはないかという御質問でございますが、調べて民間の、もともと、地下水にかかわって工業用水になったというのは地盤沈下の問題でございます。それで工業用水にかわったということなんですけど、その当時、まだ製造業などは盛んでございました。しかし、景気の変動で衰退してきましたので、そこら辺の企業についての縮小であったりとか、そういったものである場合は企業庁、庁長のほうが認めるということとはしておることを調べております。ただし、工業施設の場合、先ほども言いましたように、初めに必要だと言って事業の規模を決めていただいた中で、今の実質水量に合わせて減らしたいということになるとするならば、事業が成り立たないということでお話をいただいております。以上です。

○事務局長

1 番目のし尿処理量の関係でございますけれども、実績により、今後、緩やかに減少していくだろうというのは私どもとして予測は立てておまして、今後10年先のし尿処理とか浄化槽汚泥の予測を立てた中では、まだ新開センター、上野センター、両方とも使用しなければ処理し切れないレベルで推移するだろうということとなっておりますし、今現在、いろんな機械の寿命等も予測した中では、今後10年間、大規模改修は必要でないだろうというところまでは、私どもとしては検討しているところでございます。

それから、2 番目の事業系云々のお話でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりますと、し尿も、それから浄化槽汚泥につきましては、これは一般廃棄物でございます。産業廃棄物の部類にはなりません。真野議員がお尋ねの産業廃棄物というのは、多分事業活動に伴って何らかの排出処理をした汚泥がまざっていないかという解釈でよろしいのでしょうか。

○3 番（真野和久君）

はい。

○事務局長

これにつきましては、もしそういう、私どもに入ってくるし尿及び浄化槽汚泥に関しましては、全て市町村が許可を出された、一般廃棄物の許可を出された許可業者がお集めになられてまいります。産廃をもし集めてくれば、これは廃棄物処理法違反ということで、そういった形での処罰が科されることとなります。また、そういった産業廃棄物、汚泥ですね、産廃の汚泥が入ってきますと、全然異質のものが入ってきたということで施設の処理に異変を来しましてすぐわかりますので、今までのところそういった事例は、私どもとしては把握をしておりませんので、きちっとした形でし尿なり浄化槽汚泥が搬入されて、変なものは入ってきていないというふうに私どもとしては判断しております。以上でございます。

○議 長

これで一般質問を終わります。

続きまして、日程第8、「諸般の報告について」、監査委員から例月出納検査の結果、平成30年10月分から12月分までの各月の一般会計の関係業務は正確であると報告がございました。

次に、議案配付に合わせて事前に資料配付がされました経過報告の質問はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これで経過報告に関しても質疑を終わります。

これで本会議に付託されました議案は全て議了されました。

閉会を宣するに当たり、管理者から発言を求められていますので、これを許

します。

○管理者（津島市長）

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

提出いたしました議案につきまして、議決を賜りまして、まことにありがとうございます。

寒い日が続いております。3月議会も控えております。各議員におかれましては、それぞれのお立場で御活躍をいただきますと同時に、本組合にも一層の御支援を賜りますよう申し上げます。ありがとうございました。

○議長

これをもって、平成31年第1回海部地区環境事務組合議会定例会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

（午後 3時30分 閉会）

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

海部地区環境事務組合

〃 議会議長 服部 勇夫

〃 議会議員 平野 広行

〃 議会議員 早川 公二